

東通村会計年度任用職員(臨時職員)募集

1 採用職種、募集人員及び勤務地

(1) 調理員

募集人員 1名
勤務地 給食センター
採用予定日 令和4年7月

2 受験資格

次の資格を有する方が受験できます。
ただし、日本国籍の無いもの、地方公務員法第16条に該当するものは受験できません。

- (1) 高等学校卒業程度以上の学力を有する方
- (2) おおむね50歳程度までの方
- (3) 調理師免許を有する方又は調理業務従事経験者で今後調理師免許取得見込みの方

3 勤務条件等

- (1) 給料 : 村の規定により支給
(月末締め翌月10日口座振込)
※通勤手当、期末手当支給有
- (2) 勤務時間 : 交代制
7:15~16:00
8:15~17:00
- (3) 休日 : 土、日、祝日、年末年始
- (4) 雇用期間 : 令和5年3月31日まで
(勤務成績優秀な場合更新有)
- (5) 加入保険 : 健康保険、厚生年金保険
雇用保険、労災保険に加入

4 試験方法

面接による(日時、場所等は別途通知します)

5 応募方法(出願書類)

次の書類について、下記まで提出してください。
なお、提出書類を郵送する場合は、封筒に「受験申込書在中」と朱書してください。

- (1) 履歴書(市販の履歴書で可)
※ 自筆で記入し、顔写真を貼付して下さい
※ 資格免許を有する方は免許状等の写し

6 願書等提出先

〒039-4292
東通村大字砂子又字沢内5番地34
東通村役場 総務課

7 願書受付期間

令和4年6月1日(水)~6月15日(水)
受付時間は、午前8時30分から午後5時まで
(土曜日、日曜日、祝日を除く)
※郵送にて提出の場合は、6月15日(水)必着有効とします。

8 その他

試験に関する問い合わせは
東通村総務課
(TEL0175-27-2111 内線272)まで

特設行政相談所開設のお知らせ

総務省の「行政相談」は、国の行政機関や独立行政法人、特殊法人及び認可法人の仕事、県、市町村の仕事で法定受諾事務に該当するもの・補助を受けて行なっているものやその手続きなどに関して、皆様の苦情や意見、要望を受けて行政運営の改善などを図っています。

今回、下記日程で行政相談所を開設いたします。相談方法は、口頭、電話、手紙のいずれでも結構です。ご相談は無料で親切にお聞きし、秘密は守られます。

☆日時 6月7日(火)

10:00~15:00まで

場所 東通村役場 4階和室

☎ 0175-27-2111 (内線255)

相談員 沢田 要一 (砂子又)

東通村の行政相談員として、沢田要一氏(砂子又)が委嘱されています。

毎日の暮らしの中で、行政が行う仕事についての苦情や意見・要望などがあつたとき最も身近な相談相手になるのが行政相談委員です。

相談は無料で、秘密は厳守しますのでお気軽にご利用ください。

6月1日は「人権擁護委員の日」です。

特設人権相談所の開設

一人で悩まないで、まず相談してみましょう!

人権擁護委員が、みなさんの悩みや心配ごとの人権相談に応じます。

相談は無料で、秘密は固く守られますので、ご相談ください。

1. 日時 6月7日(火)

10:00~15:00まで

2. 場所 東通村役場 4階和室

●問合せ先 税務住民課 住民グループ ☎ 0175-27-2111 (内162)

(15) 広報ひがしどおり 第683号

【行政区】	人権擁護委員名
目名	横山 敏久
白糠	澤頭 進
石持	笹竹 慶子
砂子又	沢田 要一